

# 鹿児島県建築工事積算基準等資料

令和 8 年 7 月

鹿児島県土木部

# 鹿児島県建築工事積算基準等資料

## 第1編 総則

鹿児島県建築工事積算基準等資料（以下「本資料」という。）は、鹿児島県建築工事積算基準（以下「積算基準」という。）、鹿児島県建築工事共通費積算基準（以下「共通費基準」という。）、公共建築工事積算基準等資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（以下「国基準等資料」という。）、公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（以下「国単価基準」という。）等を円滑かつ適切に運用するために必要な事項をとりまとめたものである。

## 第2編 工事費

### 1 数値の取扱い

設計変更における工事価格については、算出された金額の範囲内で、工事価格が千円単位になるように調整する。

### 2 工事の一時中止に伴う増加費用

(1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）に基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。

(2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。

(3) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下による。

イ 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下「中止期間中の現場維持等の費用」という。）に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものとす。

(イ) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ）を保持するために必要とされる費用等とする。

(ロ) 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。

(ハ) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。

ロ 中止期間中の現場維持等の費用は、基本計画書に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げで算定したものについては、当初契約時の積算の方法により積み上げ計上する。

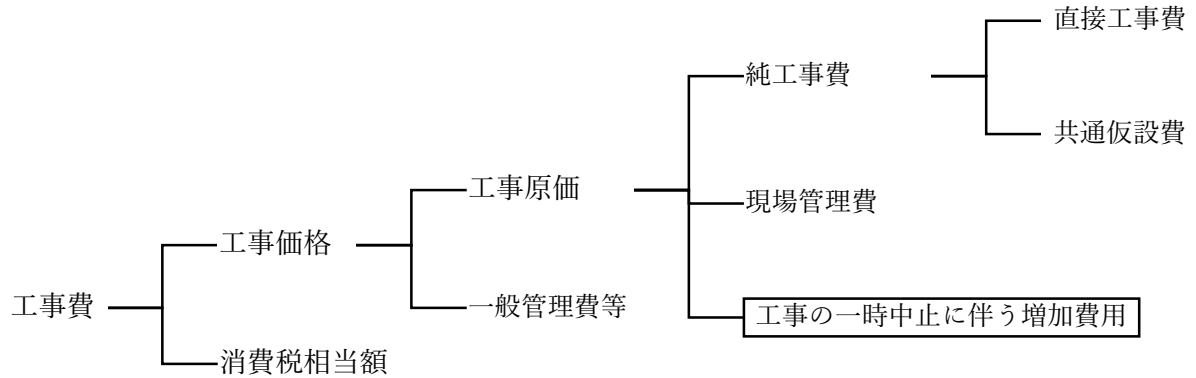
ハ 工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、中止期間中の現場維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。なお、一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場維持等の費用を加算した額に対する一般管理費等率とする。

ニ 契約保証費にかかる補正を行わない。

(4) 中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「工事の一時中止に伴う増加費用」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。

(5) 増加費用の計上箇所

工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等を含めない。



### 第3編 共通費

#### 第1章 共通事項

- 1 共通費算定に関する数値の取扱い
  - (1) 率による算定  
共通仮設費、離島調整費及び現場管理費を率により算定した金額は、一円未満切り捨てとする。
  - (2) 積み上げによる算定  
積み上げによる算定は第4編第1章1に準ずる。
  - (3) 一般管理費等
    - イ 工事価格は、算出された金額の範囲内で、千円単位となるように一般管理費等で調整する。
    - ロ 設計変更及び随意契約をおこなう場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。
- 2 新営工事と改修工事を一括して発注する場合について
  - (1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。
    - イ 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。
    - ロ 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。
    - ハ 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。
  - (2) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。
- 3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定
  - (1) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合
    - イ 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。  
なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。
      - (イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。
      - (ロ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。
      - (ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する
    - ロ 主たる工事以外のいずれかの工事が、工事内容及び工事費から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。
    - ハ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。
- 4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合について
  - (1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。
    - イ 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮

- 設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。
- ロ 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。
- ハ 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。
- (2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。
- 5 同一敷地又は近接した敷地の複数の工事を一括して発注する場合について
- (1) 共通仮設費及び現場管理費は、同一敷地全体又は近接した敷地を一括して算定する。
- (2) 共通仮設費率及び現場管理費率は、同一敷地全体又は近接した敷地における直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率、純工事費の合計額に対応する現場管理費率とする。
- (3) 一般管理費等は、それぞれの工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。
- (4) 工事の内容により指定部分と指定部分以外を分けて算定することができる。
- 6 後工事の扱いについて
- 本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下「後工事」という。）を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等は、契約済みのすべての工事（以下「前工事」という。）と後工事を一括して発注したとして算定した額から、前工事の額を控除した額とする。
- 7 改修工事における後工事の扱いについて
- 改修工事で後工事を現に施工中の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等は、後工事のみを対象として算定する。ただし、後工事の工期の過半が前工事の工期と重なる場合は6の規定による。
- 8 特殊な室内装備品等を単独で発注する場合の取り扱い
- 以下の工事を単独で発注する場合の共通仮設費は、製造業者・専門工事業者からの見積を参考に計上する。
- ・特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事
  - ・造園工事
  - ・舗装工事
  - ・さく井設備工事 等
- 9 指定部分及び指定部分工期
- 原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。
- なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。
- 10 設計変更における共通費の算定
- (1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。
- イ 共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。
- ロ 現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。
- ハ 一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の工事原価の合計額に対応する率とする。
- (2) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の

工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事に区分して算定する。

#### 11 産業廃棄物税の算定

鹿児島県産業廃棄物税条例に基づき、産業廃棄物税相当額を直接工事費に計上する。

この場合、産業廃棄物税相当額の共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を算定しないものとし、共通仮設費率等を算定する場合の直接工事費、純工事費及び工事原価には、産業廃棄物税相当額を含まないものとする。

### 第2章 離島調整費の算定

工事場所が離島の場合における直接工事費は、工事施工地での調達単価が無い場合、本土での調達単価に、工事施工地までの運搬費用等を積み上げにより算定するほか、本土で調達する場合の直接工事費に対する比率（以下「離島調整費率」という。）により算定した補正值（以下「離島調整費」という。）を用いて算定することができる。

- (1) 離島調整費は、各々の工事種別の細目ごとの直接工事費（以下「離島調整対象工事費」という。）に離島調整費率を乗じて算定する。
- (2) 上記(1)に関わらず、営繕工事実施設計単価に工事場所の存する適用地区の単価がある場合、見積その他の方法により工事場所での単価を採用した場合又は海上運搬費等を別途計上した資材等の直接工事費の部分は、離島調整対象工事費に含まない。  
また、工事場所において、作業員等の確保が困難な場合で、作業員宿舎に要する費用は共通仮設費の積み上げ事項とし、作業員の連れ越し費は現場管理費の積み上げ事項とする。（離島調整対象工事費に含まない。）

### 第3章 共通仮設費

#### 1 共通仮設費の区分

共通仮設費は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事及びとりこわし工事のそれぞれと処分費に区分して算定する（離島調整費を算定する場合は、それぞれ離島調整費対象部分と対象外部分を区分して算定する。）。

#### 2 共通仮設費の算定方法

- (1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

##### イ 共通仮設費率による算定

##### (イ) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）

- ① 契約日の翌日から工期末までの期間の日数（以下「工期」という。）を基準に月換算したものとする。月単位の換算は、30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。
- ② 工事の一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事の一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

##### (ロ) 監理事務所を設けない場合の補正

建築工事において、共通費基準 3（3）表-5にあげる監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率（ $K_r$ ）に以下の補正值を乗じる。

直接工事費	1000万円未満	1000万円以上 50億円以下	50億円を超える
補正值	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \log_e P$	0.988
<p>Pは、「建築工事共通費積算基準」別表におけるP：直接工事費（千円）  注1) 補正式による値は小数点以下4位を四捨五入して3位止めとする  注2) 設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のKrに乗じる。</p>			

- (ハ) とりこわし工事を発注する場合の取り扱い  
とりこわし工事は新営建築工事の率を採用する。
- (ニ) リース料等の取り扱いについて  
仮設庁舎等のリース料等を含めて発注する場合、これらの費用の共通仮設費を算定しない。  
なお、共通仮設費率は、これらの費用を含む直接工事費の合計額に対する率とする。
- (ホ) 直接工事費が共通費基準 別表（注3）で定める範囲を外れる場合  
原則として算定式により算定された率を採用する。
- (ヘ) 共通仮設費率の留意事項
- ①道路占用料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、道路法第39条において、「道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。」とされており、公共発注の営繕工事においては道路占用料の徴収を行わないとされている。  
道路使用許可申請手数料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、所轄警察署により道路使用許可申請手数料が免除される場合がある。
  - ②環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なもの費用については、以下の費用が含まれている。
    - ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用
    - ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用
  - ③共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費
    - ・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。（工事中）
    - ・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。（工事中）
- ロ 積み上げによる算定  
以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。
- (イ) 準備費  
敷地測量、仮設用借地料、条件明示された既存施設内の家具、什器、機器等の移動  
・復旧に関する費用
- (ロ) 仮設建物費
- ①宿舎、設計図書による現場環境改善費用
  - ②電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所（監督職員事務所）、備品等の費用
  - ③建築工事における、監理事務所（監督職員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容

(ハ) 工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用

(ニ) 環境安全費

交通誘導・安全管理等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、引込み用開閉器の二次側の架空線防護に要する費用、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用

(ホ) 動力用水光熱費

本受電後の電気基本料金

(ヘ) 屋外整理清掃費

除雪に関する費用

(ト) 機械器具費

- ① 新営工事における荷揚用揚重機械の機種を選定及び存置日数は別表1～5を標準とし、積み上げにより算定して加算する。

別表1 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規格	存置日数	備考
1	25 t	$13.6 \times A + 5.2$	
2	25 t	$18.0 \times A + 10.0$	
3	25 t	$22.4 \times A + 14.8$	
4	25 t	$26.8 \times A + 19.6$	
5	25 t	$31.2 \times A + 24.4$	

別表2 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規格	存置日数	備考
B 1	25 t	$9.5 \times A$	

別表3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規格	存置日数			備考
		100 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 未満	
P 1	25 t	4	5	6	

別表4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規格	存置日数	備考
1	16 t	$2.3 \times A$	
2	16 t	$5.4 \times A$	
3	16 t	$8.5 \times A$	
4	ロングスパン工事用 エレベータ 1t 未満	$18.5 \times N + 40.5$	
5	ロングスパン工事用 エレベータ 1t 未満	$18.5 \times N + 40.5$	

別表5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規格	存置日数	備考
1	16 t	$6.4 \times A$	

- (共通事項) 1. 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。  
2. RC造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである  
3.  $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$ （計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。）  
4.  $N = \text{階数}$   
5. 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。

6. 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
7. 階数が2階以下かつ建築面積が250㎡未満の場合は、規格を16t以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。
8. 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。
9. 表2-1～2-5の存置日数には回送等に要する日数を含む。

- ② 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用  
機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により選定する。

(チ) 情報システム費

情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用

(リ) 試験費

- ① 建築工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費を除き、積み上げにより算定する。

(積み上げによる試験費の例)

- ・石綿粉じん濃度測定
- ・分析による石綿含有建材の調査
- ・化学物質の濃度測定
- ・六価クロム溶出試験
- ・PCB含有シーリング材の調査
- ・路床土の支持力比(CBR)試験
- ・現場CBR試験
- ・放射線透過試験
- ・上記に類する各種試験費等

- ② 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に定める機材の試験費及び施工の試験費を除き、積み上げにより算定する。

(積み上げによる試験費の例)

- ・石綿粉じん濃度測定
- ・分析による石綿含有建材の調査
- ・PCB含有調査
- ・放射線透過試験
- ・テレビ電波障害調査(事前・中間・事後)
- ・迷走電流測定調査
- ・上記に類する各種試験費等

- (ヌ) 石綿含有建材の調査費(事前調査結果を貸与しない場合又は石綿等の使用の有無を設計図書へ明示しない場合は計上する)

(2) 処分費の取り扱いについて

建設発生土及び発生材の処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

## 第4章 現場管理費

1 現場管理費の区分

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。

2 現場管理費の算定方法

- (1) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ 共通仮設費率による算定

(イ) 共通仮設費率の算定に用いる T (工期)

①契約日の翌日から工期末までの期間の日数 (以下「工期」という。) を基準に月換算したものとする。月単位の換算は、30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

②工事の一時中止 (一部一時中止の場合も含む) があつた場合、共通仮設費率の算定に用いる T (工期) には、工事の一時中止 (一部一時中止の場合も含む) を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) とりこわし工事を発注する場合の取り扱い

とりこわし工事は新営建築工事の率を採用する。

(ハ) リース料等の取り扱いについて

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く純工事費の合計額に対応する現場管理費率により純工事費からリース料及び処分費を除いた額の現場管理費を算定する。

(ニ) 純工事費が共通費基準 別表 (注3) で定める範囲を外れる場合

原則として算定式により算定された率を採用する。

(ホ) 現場管理費率の留意事項

現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用

- ・本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等から支援を受けた以下の費用が含まれている。
  - ・検査、試験の支援に要する費用
  - ・施工図作成の支援に要する費用
  - ・その他、外注又は現場従業員が従事する代わりに、本支店等従業員が従事した場合に要する費用
- ・各種調査に要する費用として、以下の費用が含まれている。
  - ・本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用
  - ・現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用

ロ 積み上げによる算定

以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(イ) 要員等の費用

条件明示された要員等の費用 (共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給与等)

(2) 処分費の取り扱いについて

建設発生土及び発生材の処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

(3) 支給材を使用する場合

支給材 (入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材) を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については算定しない。

## 第5章 一般管理費等

### 1 一般管理費等の算定方法

- (1) 一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし、一般管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ 一般管理費等率による算定

(イ) 前払金支出割合による補正

前払金支出割合が35パーセント以下において一般管理費等を算定する場合は、表1の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じる。  
なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。

表1 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分 (%)	補正係数
5以下	1.05
5を超え15以下	1.04
15を超え25以下	1.03
25を超え35以下	1.01

(ロ) 契約保証費

共通費基準 5 (1) による契約保証費については、表2により補正値を加算する。  
ただし、設計変更においては補正を行わない。

表2 契約保証費に関する一般管理費等率の補正値

内容	補正値 (%)
保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (鹿児島県建設工事請負契約書標準書式第4条を採用する場合)	0.04
保証の方法2：上記以外の場合	補正しない
注) 契約保証のうち、保証の方法2の具体例は以下のとおり。 ① 契約金額が500万円以下の工事請負契約	

ロ 積み上げによる算定

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。  
ただし、設計変更においては対象としない。

## 第4編 単価、価格等

### 第1章 共通事項

#### 1 単価及び価格に関する数値の取扱い

予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取扱いは以下の通りとする。また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入する。

##### (1) 物価資料に基づく材料単価、市場単価、単位施工単価等

- イ 平均値を採用する場合の端数処理は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。
- ロ イの端数処理を行った結果が、物価資料の掲載価格の有効桁の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位とする。
- ハ 1つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。
- ニ イの処理をする前の物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。

##### (2) 標準歩掛り等（市場単価及び単位施工単価の補正含む）に基づく単価

- イ 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。
- ロ 単価算定時における金額（数量×単価）は、小数点以下第2位までとする。
- ハ 単価算定に用いる数量に小数点以下第6位以降がある場合は、小数点以下第5位とする。
- ニ 5 市場単価（2）における補正、6 単位施工単価（1）における調整、（3）における補正、9 改修工事の取扱い（2）におけるシフト単価の割増しに使用する率は、小数点以下第4位を四捨五入して小数点以下第3位とする。

##### (3) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

採用する価格の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

##### (4) 細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額

- イ 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。
- ロ 細目別内訳書に計上する金額は、円単位とし端数がでないよう数量又は単価を調整する。
- ハ 別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。

#### 2 材料価格等

国単価基準 第1編2（1）に定める材料価格等とは、杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨等の価格変動が大きい資材並びに建物ごとに個性が高い機器等の単価及び価格をいう。

#### 3 歩掛り

単位の算定に用いる歩掛りは、国単価基準 第1編3で規定される標準歩掛りの他に「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り（以下「協議会歩掛り」という。）」による。

また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り（以下「参考歩掛り」という。）及び、市場単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料」（以下「協議会参考」という。）を参考とする。

#### 4 専門工事業者等の諸経費の率

- (1) 専門工事業者等の諸経費の率は中間値を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。
- (2) 歩掛りによらず計上する労務単価については、原則として、専門工事業者等の諸経費の労

務費の率を乗ずる。

(3) 歩掛りの表中にない材料費、消耗材料費等について、専門工事業者等の諸経費の率の取扱いは、以下による。

イ 建築新営工事における鉄筋及びコンクリートについては、原則として、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。

ロ 機械設備工事における空気調和機器※1、衛生器具及び衛生設備機器※2については、原則として、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。

※1 ボイラー、冷凍機、冷却塔、空気調和機、空気清浄装置、全熱交換器、ポンプ類、送風機、タンク類、ヘッダー等

※2 ボイラー、温水発生機、タンク類、ポンプ類、厨房器具、湯沸器類等

ハ 共通仮設費に積上げとなるクレーンについては、原則として、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。

ニ なお、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とした材料費、消耗材料費等であっても、工事量が少量・僅少の場合や地域の実状等から、専門工事業者等の諸経費を計上することが妥当と判断できる場合は、専門工事業者等の諸経費の率を乗ずることができる。

## 5 市場単価

(1) 単価基準 第1編2(3)の規格・仕様が単価基準各編記載の細目工種の摘要と一部異なるため、単価(以下「補正市場単価」という。)を設定する細目工種については、各章による。

(2) 補正市場単価を算出するための補正方法については国基準等資料附表1による。

## 6 単位施工単価

(1) 工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合は次式により、その単価を調整して算定する。

$$\begin{array}{l} \text{工事場所の} \\ \text{シフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、労務単価を} \\ \text{用いて算定したベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所を包括する地区を代表する} \\ \text{都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所を包括する地区を代表する} \\ \text{都市のベース単価} \end{array}}$$

(2) 国単価基準 第1編2(4)の規格・仕様が物価資料に掲載されているものと一部異なるため、単価(以下「補正単位施工単価」という。)を設定する細目工種については、各章による。

(3) 補正単位施工単価を算出するための補正方法については国基準等資料附表2による。

## 7 物価資料の掲載価格

(1) 国単価基準 第1編2による単価及び価格の算定において材料価格、材料単価及び仮設材料費は、積算資料(一財)経済調査会発行)、建設物価(一財)建設物価調査会発行)等の価格の平均値を採用する。

(2) 市場単価は建築施工単価(一財)経済調査会発行)、建築コスト情報(一財)建設物価調査会発行)に掲載されている「建築工事市場単価」の平均値を採用する。

(3) 単位施工単価のうちシフト単価は建築施工単価(一財)経済調査会発行)及び建築コスト情報(一財)建設物価調査会発行)に掲載されている「建築工事単位施工単価」の平均値を採用する。

## 8 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

### (1) 見積価格

国単価基準 第1編2(4)による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状

況等（実勢価格帯）を確認する。

なお、当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。

(2) 価格決定の参考とする見積書の留意事項

見積書は紙（ファクシミリ含む）又は電磁的記録によることができることから、単価及び価格決定の参考とするために取得した見積書が、当該工事対象のものであることを見積担当者等へ確認し、「確認済」を見積書又は見積比較表に記載（手書きメモ等）する。

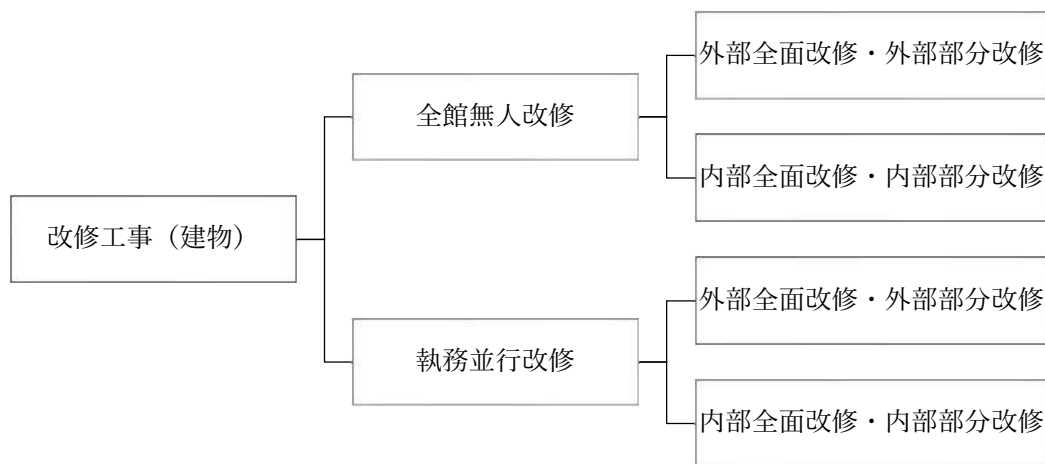
なお、いずれの場合でも製造業者又は専門工事業者の社印、担当者印は省略可。（担当者印の代替としての直筆署名は不要）

9 改修工事の取扱い

(1) 改修工事の分類

改修工事は、執務状態、部位、方法等により、分類できる。

イ 執務状態、部位、方法等による改修工事の分類



ロ 執務状態の区分

改修工事は、工事期間における建物内の執務状況により、全館無人改修及び執務並行改修に積算上区分することができる。

(イ) 全館無人改修：仮庁舎等が準備されている等、改修される建物全館が無人（執務者がいない）状態で行う改修工事をいう。

(ロ) 執務並行改修：建物に執務者がいる状態で行う改修をいう。また、増築工事においても既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類する。

なお、執務並行改修の場合は、施工者が執務環境に配慮等しながら施工を行うことを前提として単価の補正を行う。

ハ 部位・方法の区分

改修工事は、上記執務状態の区分による二つの区分を下記のとおりさらに細かく区分することができる。

(イ) 外部全面改修：建物の屋根、外壁等の全面を改修する場合をいう。

(ロ) 外部部分改修：建物の屋根、外壁等の小規模で部分的な改修及びそれらが点在する改修をいう。

(ハ) 内部全面改修：建物の内部全面を改修する場合をいう。

(ニ) 内部部分改修：部屋単位の床、壁、天井等の個別又は複合改修及びそれらが点在する改修をいう。

間仕切り等の撤去・新設、又は設備改修等による取り合い周辺部分の改修をいう。

(2) 改修工事における労務の所要量の割増し、単価の補正

イ 全館無人改修の場合は、単価基準の第2編、第3編、第4編及び本資料に定められた複合単価、市場単価、補正市場単価、単位施工単価、補正単位施工単価のほか参考歩掛り等を使用する。改修を理由とした労務の所要量の割増し、単価の補正は行わない。

ロ 執務並行改修の場合は、施工業者が執務者に配慮等しながら施工を行う事を前提として、表A-1、表E-1及び表M-1のとおり、工種に応じて、複合単価、単位施工単価、補正単位施工単価については、労務の所要量の割増しを行い、市場単価及び補正市場単価は改修補正率を乗ずる。

著しく作業効率が悪い場合においては、表A-1、表E-1及び表M-1によらず、実状を考慮して、労務の所要量の割増し、単価の補正を行う。

単位施工単価については、ベース単価は複合単価の方法により算定することとなっており、この複合単価に含まれる労務の所要量の割増しを行う。シフト単価については、物価資料の掲載価格をもとに以下の式により算定をする。

[工事場所が物価資料の掲載都市の場合]

$$\begin{array}{l} \text{改修割増し後の} \\ \text{シフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、労務単価を用い、} \\ \text{労務の所要量を割増しの上、} \\ \text{算定したベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のベース単価} \end{array}}$$

[工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合]

$$\begin{array}{l} \text{改修割増し後の} \\ \text{シフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、労務単価を用い、} \\ \text{労務の所要量を割増しの上、} \\ \text{算定したベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所を包括する地区を代表する} \\ \text{都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所を包括する地区を代表する} \\ \text{都市のベース単価} \end{array}}$$

表A-1 執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率

工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考
		複合単価、 単位施工単価 などの 労務の所要量 補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
仮設	基準単価	—	—	—	
土工	基準単価	—	—	—	
地業	基準単価	—	—	—	
鉄筋	基準単価	—	—	—	
コンクリート	基準単価	—	—	—	
型枠	基準単価	—	—	—	
鉄骨	基準単価	—	—	—	
既製コンクリート	基準補正単価	15%増し	—	—	
防水	基準補正単価	15%増し	防水	1.07	
			防水（シーリング）	1.13	
石	基準補正単価	15%増し	—	—	
タイル	基準補正単価	15%増し	—	—	
木	基準補正単価	15%増し	—	—	
屋根及びとい	基準補正単価	15%増し	—	—	
金属	基準補正単価	15%増し	金属	1.08	
左官（仕上塗材仕上）	基準単価	—	—	—	
左官（仕上塗材仕上以外）	基準補正単価	15%増し	左官（仕上塗材仕上以外）	1.14	
建具	基準補正単価	15%増し	建具（ガラス）	1.09	
			建具（シーリング）	1.14	
塗装（改修標仕仕様）	基準補正単価	15%増し	塗装（改修標仕仕様）	1.14	
内外装	基準補正単価	15%増し	内外装	1.11	
			内外装（ビニル床材）	1.08	
仕上げユニット	基準補正単価	15%増し	—	—	
排水	基準単価	—	—	—	
構内舗装	基準単価	—	—	—	
植栽	基準単価	—	—	—	
仮設（改修）	基準単価	—	—	—	
撤去	基準単価	—	—	—	
外壁改修	基準単価	—	—	—	
とりこわし	基準単価	—	—	—	

注) —は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す。

表E-1 執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率

工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法		備考	
		複合単価、 単位施工単価 などの 労務の所要量 補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
配管工事	基準補正単価	20%増し	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.18	
			ケーブルラック	1.14	
			位置ボックス及び位置ボック ス用ボンディング	1.17	
			プルボックス	1.12	
			プルボックス用接地端子	1.00	
			防火区画貫通処理ケーブルラック用 (壁・床)	1.13	
			防火区画貫通処理金属管・丸型用 (電動機その他接続材工事)	1.05	
			金属製可とう電線管	1.14	
配線工事	基準補正単価	20%増し	600W 絶縁電線及び600W 絶縁ケーブル	1.16	
接地工事(屋内)	基準補正単価	20%増し	—	—	
接地工事(屋外)	基準単価	—	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設標(金属製)	—	
塗装工事	基準補正単価	20%増し	—	—	
機器搬入	基準補正単価	20%増し	—	—	
電灯設備	基準補正単価	20%増し	—	—	
動力設備	基準単価	20%増し	—	—	
雷保護設備	基準補正単価	20%増し	—	—	
受変電設備	基準補正単価	20%増し	—	—	
電力貯蔵設備	基準補正単価	20%増し	—	—	
架空線路	基準単価	—	—	—	
地中線路	基準単価	—	—	—	
構内交換設備	基準補正単価	20%増し	—	—	
情報表示・拡声設備	基準補正単価	20%増し	—	—	
誘導支援設備	基準補正単価	20%増し	—	—	
テレビ共同受信設備	基準補正単価	20%増し	—	—	
監視カメラ設備	基準補正単価	20%増し	—	—	
火災報知設備	基準補正単価	20%増し	—	—	
撤去(再使用しない)	基準単価	—	—	—	
撤去(再使用する)	基準単価	—	—	—	
再取付け	基準補正単価	20%増し	—	—	
機器搬出	基準補正単価	20%増し	—	—	
はつり工事	基準補正単価	20%増し	—	—	

注) —は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す。

注) 屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。

表M-1 執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率

工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考
		複合単価、 単位施工単価 などの 労務の所要量 補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
配管工事 (屋内一般、機械室・便所)	基準補正単価	20%増し	—	—	屋上及び 外壁施行 も含む
配管工事 (屋外・共同溝)	基準単価	—	—	—	
配管工事(地中)	基準単価	—	—	—	
配管附属品	基準補正単価	20%増し	—	—	
保温工事	基準補正単価	20%増し	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.14	
塗装及び防錆工事	基準補正単価	20%増し	—	—	
機器搬入	基準補正単価	20%増し	—	—	
総合調整	基準補正単価	20%増し	—	—	
土工事	基準単価	—	—	—	
コンクリート工事	基準補正単価	20%増し	—	—	屋内基礎等
機器類の取付	基準補正単価	20%増し	—	—	
ダクト設備	基準補正単価	20%増し	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧 チャンパー類	1.14	
ダクト附属品	基準補正単価	20%増し	既製品ボックス、制気口、ダンパ ー等の取付手間のみ	1.20	
自動制御装置	基準補正単価	20%増し	—	—	歩掛りに よる場合
衛生器具設備 (ユニットを除く)	基準補正単価	20%増し	取付手間のみ	1.20	
柵類	基準単価	—	—	—	
消火設備 (特殊消火を除く)	基準補正単価	20%増し	—	—	歩掛りに よる場合
配管分岐・切断	基準補正単価	20%増し	—	—	
機器搬出	基準補正単価	20%増し	—	—	
はつり工事	基準補正単価	20%増し	—	—	
ダクト端部閉塞	基準補正単価	20%増し	—	—	
インバート改修	基準単価	—	—	—	
撤去(再使用しない)	基準単価	—	—	—	
撤去(再使用する)	基準単価	—	—	—	
再取付け	基準補正単価	20%増し	—	—	

注) —は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す。

注) 屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。

#### (4) 改修工事の積算にあたっての留意事項

改修工事の積算にあたっては、実状、施工条件明示事項等を考慮し、施工計画上必要となる仮設類の盛替え費用及び現場施工の制約を考慮した費用等を適切に積算する。また、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にする場合は、当該工事の施工条件を満たした内容であることを確認する。

なお、施工区分、施工手順等に応じた積算における留意事項は以下のとおり。

- イ 荷揚用揚重機械器具は、設計図書に条件明示された施工区分及び施工手順にあった回数等を十分検討し、適切に計上する。
- ロ 荷揚用揚重機械器具による揚重ができない場合は、人力による小運搬等を現場状況に応じて適切に計上する。
- ハ 直接仮設の墨出し、養生、整理清掃後片付け、足場等が、設計図書に条件明示された施工区分、施工手順等の現場状況により、複数回生じる場合は、適切に計上する。
- ニ 発生材については、施工区分、施工手順等の現場状況によりストックすることができず、その都度搬出しなくてはならない場合、または運搬車の規格が通常とは異なる等の場合、現場状況に応じて適切に計上すること。

#### 1 0 工事量が僅少等の取扱い

工事量が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務、機械設備等の費用を実情に応じて算定する。

#### 1 1 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価

- (1) 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。
- (2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。

$$\text{労務費（総額）} = \text{労務単価} + \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数}$$

ただし、 $K$ （割増賃金係数）＝割増対象賃金比 $\times 1 / 8 \times$ 割増係数とする。

なお、 $K$ （割増賃金係数）は当該年度の「労務単価」の「割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数」による。

また、市場単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。

- (3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。（労働基準法 第35条）

$$\text{労務費（総額）} = \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数}$$

なお、 $K$ （割増賃金係数）の取扱いは（2）による。

また、市場単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。

ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。

#### 1 2 寒冷地、離島等の取扱い

- (1) 寒冷地における除雪に関する費用及び寒中養生のための費用等は、実状に応じて積算する。

(2) 離島等における工事の積算にあたっては、材料・労務の調達、プラント・機械器具の有無、運搬方法等についての特殊事情を調査・検討し、実状に応じて積算する。

1.3 設計変更時の取扱い

国単価基準 第1編5の場合の設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書に対して種目が追加された場合の単価及び価格は、総括監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。

第2章 建築工事  
第3章 電気設備工事  
第4章 機械設備工事  
第5章 昇降機設備工事  
附表 補足市場単価算出方法  
附表2 補正単位施工単価算出方法

公共建築工事積算基準等資料  
(平成26年3月31日国営計第148号)  
を準用する。

付則

1 本基準は、令和8年7月1日から適用する。